

情報

いよいよ夏本番。みんなでプールに行こう！
シーサイドプール地頭方が7月25日からオープン
 問い合わせ 健康推進課 三浦 ☎(23) 0025

シーサイドプール地頭方は、市内唯一の市営屋外レクリエーションプールです。夏のレジャーや家族の触れ合いの場として、ぜひ利用してください。
 流れるプールやウォータースライダーでは、ちょっとしたスリルを味わえます。大人から子どもまでみんなで夏を楽しみましょう。
 休憩時間には、恒例の「アヒルレース」が開催されます。

営業期間	7月25日(土)～8月23日(日)
営業時間	午前10時～午後4時 休憩時間（正午～午後1時）
利用料金	高校生以上＝300円、中学生以下＝200円、小学生未満＝無料
施設概要	・流れるプール（幅5m、長さ85m、深さ0.9m） ・ウォータースライダー（高さ5m、長さ30m） ・幼児プール（直径4m）
場所など	新庄3035番地（地図）

*オープン当日（7月25日）と県民の日（8月21日）は無料です。
 *営業期間中の問い合わせは ☎1782。



ウォータースライダーでちょっとしたスリルを味わおう



情報

平成27年度から
ふるさと納税の制度が変わりました
 問い合わせ 商工観光課 吉添 ☎(53) 2623

昨年度の実績

市では、平成26年7月1日からふるさと納税制度を開始しました。これは1万円以上のふるさと納税をすると、市の特産品を記念品として贈呈する制度です。
 平成26年度は、2058人から2325万3000円のふるさと

納税がありました。

制度の改正

このふるさと納税制度は、平成27年4月1日から改正され、市民の皆さんもふるさと納税が記念品を受け取れるなど、ふるさと納税がさらにしやすくなりました。

変わったポイント

- ①牧之原市に住む皆さんも、ふるさと納税をすることができ、記念品を受け取ることができます。
- ②ふるさと納税をした回数だけ、記念品を受け取ることができます。
- ③ふるさと納税に関する税制改正により、住民税のおよそ1割程度であった還付・控除額の上限が、2割程度に拡大しました。（税法の改正）
- ④確定申告をする必要のない人は、4月1日から12月31日の期間に5つの自治体までのふるさと納税であれば、「寄付金税額控除に係る申告特例申請書」を各自治体に郵送することで、確定申告が不要となります。（ワンストップ特例制度）
- ⑤ふるさとチョイスのホームページから申し込むと、クレジット納付が選択できます。

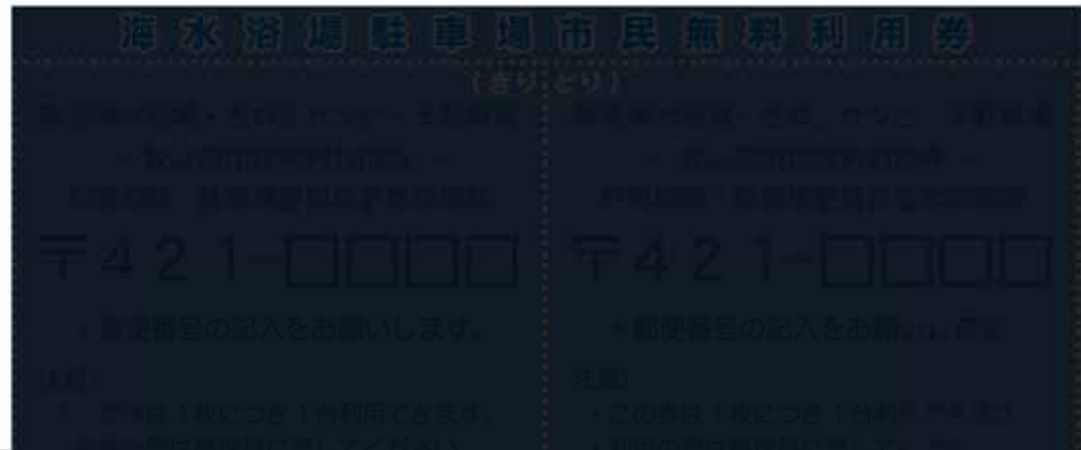
観光

静波海水浴場・さがらサンビーチ
今年の夏も海水浴に行こう
 問い合わせ 商工観光課 松坂 ☎(53) 2623

市内には、全国有数の「静波海水浴場」と「さがらサンビーチ」があります。
 今年も市民の皆さんに、海水浴を家族みんなで楽しんでもらえるよう「海水浴場駐車場市民無料利用券」が利用できます。
 市内のクールスポットである海水浴場で夏を満喫しましょう。

開設期間	静波海水浴場 6月30日(日)～8月31日(日) さがらサンビーチ 7月1日(日)～8月31日(日)
駐車場整理料金 徴収期間	静波海水浴場 7月18日(日)～8月23日(日) さがらサンビーチ 7月25日(日)～8月16日(日)
駐車場整理料金 (軽・普通自動車)	静波海水浴場 800円 さがらサンビーチ 600円
無料利用券 使用方法	このページにある無料利用券に住まいの郵便番号を記入し、点線に沿って切り取り、駐車場整理料金徴収員（整理員）に渡す

*期間中は、ライフセイバーが常駐しています。
 *料金徴収期間以外は駐車場整理料金が掛かりません。
 *料金徴収期間中の徴収時間は、午前7時から午後3時までです。



税金

年金所得のある65歳以上の皆さん
公的年金から住民税を引き落とす制度について
 問い合わせ 税務課 田中 ☎(23) 0035

対象は65歳以上の皆さん

65歳になると、公的年金から住民税の引き落としが始まります。年金所得分の住民税は、年金から引き落としをさせていただきます。所得がある人は、その分については今までどおり給与からの引き落としや口座振替、納付書により納めていただきます。
 新たな税負担が生じるものではなく、1年間の税額に変わりはありません。

27年4月1日現在65歳の人

今年の10月に振り込まれる年金分から、年金所得分の住民税の引き落としが始まります。
 ▼27年4月1日現在66歳以上の人は前年に引き続き、4月に支給された年金分から年金所得分の住民税の引き落としが行われます。

引き落としの対象とならない人

- ①4月1日現在で65歳になっていない
- ②年金収入はあるものの年金所得が発生しない（公的年金など）

■年金からの引き落としの例

（平成27年4月1日現在、65歳の人々の年税額が6万円の場合）

納期	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
割合	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6
支払方法	口座振替 または納付書		年金から引き落とし		

*6月と8月は、年税額の1/4ずつをこれまでどおり口座振替または納付書で納めていただきます。
 *10月・12月・2月は、年税額の1/6ずつを引き落とします。

引き落としが中止になる人

- ①公的年金所得に修正があった
- ②市から転出をした
- ③亡くなった
- ④介護保険料の引き落としが中止となった

③ 収入金額が120万円以下
 ③ 介護保険料が年金から引き落とされていない